

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	山内 佳子	整理番号	/		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	駐車場料金				
支払金額	¥400	按分率	100%	計上額	¥400
按分率の考え方					
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

4/21

.....領収書.....

-----車室 No.8-----

入庫時刻 04月21日 12時39分
 精算時刻 04月21日 14時23分

受領金額 400円
 2023年04月21日14時23分 発行

.....九条新千本北パーキング.....

。アルコール依存症
 家族より、実態の
 空きとアドバイス
 断酒会の紹介など
 於：唐崎事務所

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	山内 佳子	整理番号	3
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	ガソリン代		
支払金額	¥1,983	按分率	50% 計上額 ¥991
按分率の考え方	政務活動の割合が明らかでないため		
備考			

(領収書は、重なら)

A/
2A



お客様控え

IDEMITSU (クレジット領収書)

322065

セルフ久世SS

TEL 075-931-1580

吉田商事 株式会社

京都府京都市南区久世中久世町 3-76-1

TEL 075-931-1580

売上

2023年 4月24日

12:15

YAMAUCHI YOSHIKO 様

クレジット

出光ゼアス

12.24L

8162.0

P- 9(内)

1983円

01200.00

(内、給油値引き

-83.0

-36円)

合計

1,983円

(内、消費税等(10.00%)

180円)

(内、P支払可能金額

1,983円)

支払区分：一括

承認No. 0000760801

端末識別番号：0817501322065

端末処理通番：09564

ATC：024E

IC/MS識別子：IC

AID:A0000000031010

VISACREDIT

カードシーケンス番号：00

Ponta会員

基本ポイント

ポイント残高

ポイント有効期限

2024/04/24

ポイント残高の反映にはお時間をいただく場合があります。ポイントには有効期限がありますのでご注意ください。

伝No: 10091

担当:8800

※ 本書保管上のお願

財布・手帳等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	山内 佳子	整理番号	4
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	定期雑誌購読料 4冊分		
支払金額	¥1,925	按分率	100% 計上額 ¥1,925
按分率の考え方			
備考	「前衛」「議会と自治体」「学習」		

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

4/14

【請求内訳】			
新聞・雑誌名		定価	部数
前衛	4月	744	1
経済	4月	1049	
議会と自治体	4月	794	1
月刊学習	4月	387	1
女性のひろば	4月	316	
「赤旗」縮刷版	4月	4715	
民青新聞	4月	680	
前衛臨時号	4月	990	


領 収 書
山内 佳子 様

1,925 円

2023 年 4 月分

上記の金額、確かに受け取りました。

日本共産党京都府委員会

日付	4/14	扱者	
----	------	----	---

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	山内 佳子	整理番号	5		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「京都新聞」4月分				
支払金額	4,253	按分率	100%	計上額	4,253-
按分率の考え方					
備 考	$4,400円 \times \frac{29日}{30日} = 4,253円$				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

4/26

05.04.26 0 京都新聞

¥4,400

自動車駐車場賃貸借契約書

場 所

賃貸人

光福寺

以下 甲と称す。

賃借人

以下 乙と称す。

上記当事者間において次のとおり契約した。

第一条 甲は所有する上記光福寺駐車場の使用を乙に許し、乙はこれを使用してその使用料を支払うことを約した。

第二条 使用期間は、15年5月15日から 16年5月14日に至る1年間とする。ただし、甲乙協議のうえ使用料の納入をもって契約を延長することができる。なお、契約書は初めの元本をもって有効とする。

第三条 本駐車場の使用料金は1か月金 壹万 円と定め、保証金（使用料金の1か月分）とあわせて、乙は本契約締結と同時に甲の指定する銀行口座に振込むものとする。

保証金は契約解約時に甲は乙に返却する。ただし、乙の事由により最初の契約より6か月以内に解約した場合は返却しない。

第四条 乙は本駐車場を、所有する下記車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

車 輛 名

車両登録番号

第五条 乙は代理人、使用人、運転者、同乗人等の責に帰すべき事由により本駐車場または付属設備等に損害を生じさせた場合は、乙は自己の責任において甲に対しその賠償をしなければならない。

第六条 乙は駐車位置について甲の指示に従わなければならない。

第七条 乙は本駐車場内において、使用場所の土地、境界その他の現状に変更を加えることはできない。

第八条 本駐車場利用車種は乗用車、ライトバンとしトラックは認めない。

第九条 甲は本駐車場に管理人を置かないので、駐車場内における乙の保有する車輛の保管に関しては乙が責任を負うものとする。

第十条 本駐車場内において、天災または火災、盗難等により乙の保有する車輛その他の物品に損害が生じても、甲はその賠償の責をいっさい負わない。

第十一条 乙は本駐車場の使用権を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

第十二条 乙は本駐車場使用に関しては甲が別に定める本駐車場使用規則ならびにその他甲の指示に従わなければならない。

第十三条 乙が使用料金の支払を1回でも遅滞したり、本契約に違反した場合は何時でも甲は本契約を解除することができる。なお、この解除を履行した場合、乙はただちに車輛等を本駐車場外に撤去し、当該使用場所を甲に返還するものとする。

上記契約を証するため本書2通を作成し、甲乙各々1通を保有する。

15年5月4日

賃貸人 京都市南区久世上久世町84番地 光福寺
光福寺駐車場管理責任者 高橋 寛
電話 935-5056

賃借人

(住所) 上久世町88-4

(氏名) 山内 佳子

(電話) 921-0742

駐車場所 No. XXXXXXXXXX

本駐車場賃貸借契約期間については、
令和5年5月14日まで延長

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	山内 佳子	整理番号	6		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費				
支払内容	ガレージ代 4 月分				
支払金額	9,666-	按分率	50%	計上額	4,833-
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考	支払先：蔵王堂光福寺				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

4/7

$$10,000円 \times \frac{29日}{30日} = 9,666円$$

05.04.07 0 11000

¥10,000